

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ文化プログラム実施要項

1 目的

多くの県民が文化・芸術活動を通じて、第 80 回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）及び第 25 回全国障害者スポーツ大会（以下「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」という。）に参加することで、開催気運を盛り上げ、県民総参加の青の煌めきあおもり国スポ・障スポをめざすとともに、あおもりの自然・歴史・文化・食・物産等のあらゆる魅力について全国へ発信するため、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ文化プログラム事業（以下「文化プログラム事業」という。）」の実施に係る必要な事項を定める。

2 事業の要件

文化プログラム事業は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

（1）事業の内容が次のいずれかに該当すること。

- ① スポーツに関連する文化・芸術事業
- ② 文化・芸術活動など、青森県の多彩な魅力を発信する事業
- ③ その他、文化プログラム事業の目的に沿っていることが認められる事業

（2）一般に公開されるものであること。

（3）原則として、青森県内で開催されるものであること。

（4）令和 8（2026）年 1 月 1 日から令和 8（2026）年 12 月 31 日までの期間内に行われるものであること。

3 事業実施者

文化プログラム事業を実施できる者（以下「事業実施者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、青森県（青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「実行委員会」という。）を含む。）及び特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会
- （2）青森県内の市町村（青の煌めきあおもり国スポ・障スポ市町村実行委員会を含む。）
- （3）文化プログラムの開催目的に賛同する団体、機関等（宗教団体、政治団体は除く。）

4 申込みの手続き等

（1）申込み

事業実施者は、文化プログラム事業を実施しようとするときは、令和 5（2023）年 7 月 1 日から令和 7（2025）年 3 月 31 日までに「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ文化プログラム事業申込書（様式第 1 号）」を実行委員会に提出するものとする。

（2）審査等

実行委員会は、前号の申込書の内容を審査し、適当と認めるときは、公益財団法人日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会（以下「国スポ委員会」という。）に、文化プログラム事業として申請する。

(3) 文化プログラム事業としての登録等

実行委員会は、国スポ委員会が前号の申請を承認したときは、当該事業を文化プログラム事業として登録し、これを「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ文化プログラム事業登録通知書」（様式第2号）により事業実施者に通知する。

(4) 実施事業の変更

事業実施者は、文化プログラム事業として登録された事業概要を変更（会場地、事業名、期日、会場、事業内容の変更※、事業の廃止等）するときは、あらかじめ「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ文化プログラム事業変更報告書」（様式第3号）を実行委員会に提出するものとする。

実行委員会は、これを審査し、適当と認めるときは、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ文化プログラム事業登録変更通知書」（様式第4号）により、文化プログラム事業の内容を変更登録したことを事業実施者に通知する。

なお、会場地、事業名、期日、会場、事業内容の変更※、事業の廃止があるとき、実行委員会は、国スポ委員会の変更承認を受けることとする。

※事業名が変わるような大幅な内容変更を指します。

(5) 実績報告

事業実施者は、事業終了後1か月以内に「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ文化プログラム事業実績報告書」（様式第5号）を実行委員会に提出するものとする。

5 名称等の表示

事業実施者は、次の名称又はロゴマークを、文化プログラム事業の会場や看板、広報宣伝のための広報印刷物、ウェブサイト等に表示することができるものとする。

(1) 名称（書体及び文字サイズ変更可）

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ文化プログラム事業

(2) ロゴマーク（記載内容及び縦横比率の変更不可）



6 その他

文化プログラム事業の実施に要する経費は、事業実施者の負担とする。

附 則

この要項は、令和3年11月26日から施行する。

この要項は、令和5年8月31日から施行する。

この要項は、令和6年7月12日から施行する。

この要項は、令和7年 月 日から施行する。